### 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う家賃算定の

## 取扱いについて (事業所得者向け)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入が著しく減少し、その補填のための給付金等(所得証明書の事業所得に加算されているもの)について、給付の時期に影響されず実態に即した取扱いとなるよう、令和5年度の家賃算定では下記により取扱うこととします。

記

- 事業所得に区分される課税対象の「コロナ支援給付金等(※)」について、申出により、所得証明書に記載の事業所得からその分を一時的な所得として扱い、差引くことができます。
  - ※1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が著しく減少した事業者に対しその 補填等のため給付された補助金、給付金等の総称(以下同じ)。
  - ※2 収入が著しく減少した方に対して支援されるものが主な対象です。営業方法等を新しく 行う費用に対して支援されるものは、事業所得から差引くことができません。【裏面】にコロナ支援給付金等の対象となる例をご紹介します。
- 1 対象となる方(又は世帯)

「コロナ支援給付金等」を対象期間内(令和3年1月1日から12月31日まで)に受給し、 市町村等が発行する所得証明書の事業所得に加算されている方(又は受給者のいる世帯)。

#### 2 申出方法

「コロナ支援給付金等の申出書」(別添様式)及び次の(1)、(2)の書類を、今年度提出する所得金額等申告書に添付してください。

なお、事業所得がない方、コロナ支援給付金等を受給していない方及び申出する必要のない 方は、添付不要です。

- (1) 住民税の申告書(控え) 又は確定申告書(控え) の写し
- (2)「コロナ支援給付金等」の交付決定通知書等の写し (国、県、市町村が交付する支援金等の給付が分かる決定通知書若しくはそれを証明する 書類。給付金等の名称、金額、給付の年月日がわかるものを用意してください。)

#### 3 その他

<u>コロナ支援給付金等を一部若しくは全額返還または中止した事実を認識しているにも関わらず受給額を偽った申出や、添付書類が偽りの書類であることが判明した場合は、追徴するほか、不正の内容が悪質な場合には刑法の詐欺罪に該当し、刑事告発することがあります。</u>

# 【裏面】

○コロナ支援給付金等の対象となる例

事業名	事業主体
持続化給付金(事業所得者向け)	国
家賃支援給付金	国
雇用調整助成金	国
新型コロナウイルス感染拡大防止協力金	市町村

- ①「コロナ支援給付金等」は、収入が著しく減少した方に対して支援されるものが主な 対象です。
- ②コロナ感染防止を図るため営業方法等を新しく行う費用に対して支援されるものは、 事業所得から差引くことができません。